

高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度実施要綱

（目的）

第1条 高知県内の事業者が南海トラフ地震に備えるための事前の備えや、地域住民と協力し防災力の底上げに取り組んでいただくため、認定制度を実施することによりこれらの取り組みの一層の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業者

個人事業者（事業を行う個人）と法人をいい、本社、支社などそれぞれの事業所をまとめた1つの組織体をいう。

（2）事業所

本社、支社など経済活動が行われている拠点（場所）ごとの単位をいう。

（3）事業活動

一定の目的を持って継続的に組織、会社、商店などの経営を行っていることをいう。

（4）民間事業者

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体を除く、個人事業者と法人をいう。

（認定対象事業所）

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件にすべて適合する事業所を「南海トラフ地震対策優良取組事業所」（以下「認定事業所」という。）として認定するものとする。

（1）高知県内に事業所があること。（高知県内に本社があるか否かは問わない。また、審査の範囲は、高知県内の事業所のみとする。）

（2）申請日現在において事業活動を行っていること。

（3）民間事業者であること。

（4）反社会的勢力（暴力団等）でないこと。

（5）税金や社会保険料を滞納していないこと。

（6）会社更生法、民事再生法による更生（再生）手続き中でないこと。

（7）事業継続の取り組みを積極的に行っていること。

（8）社員教育の取り組みを積極的に行っていること。

（9）地域貢献の取り組みを積極的に行っていること。

（10）公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行っていないこと。

（認定対象事業者）

第4条 知事は、すべての事業所が第3条に掲げる要件に適合する場合、事業者を認定事業所として認定するものとする。

(申請)

第5条 認定を受けようとする事業所は、別に指定する申請書類一式に各評価項目で指定した必要書類をまとめ知事に申請するものとする。

(費用)

第6条 認定に係る費用は無料とする。ただし、申請準備経費や説明会等への参加交通費、申請書の郵送料等は、申請事業所が負担するものとする。

(審査)

第7条 審査は、有識者等で構成する高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度審査委員会で行うものとする。

2 審査は、年度ごと1回行うものとする。

(審査結果)

第8条 審査の結果については、審査委員会の終了後、速やかに申請者に対し通知するものとする。

また、審査において認定を受けた事業所に対しては、認定証を交付するものとする。

(認定有効期間)

第9条 認定の有効期間は、知事が認定した日から3年間とする。

認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査会前にあらためて申請し、審査を受けるものとする。

(シンボルマーク)

第10条 知事は、認定を受けた事業所に対し、シンボルマークを交付するものとする。

2 シンボルマークの取扱いについては、別に定める「高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所シンボルマーク使用要領」によるものとする。

(公表)

第11条 認定事業所の名称、登録日及び認定内容等については、高知県庁ホームページ等を通じて公表するものとする。

(変更の届出)

第12条 認定事業所は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、別に指定する変更届出書に変更内容を記載し速やかに、提出しなければならない。

2 ただし、変更内容が、合併等による組織改編の場合は、あらためて申請するものとする。

(認定の取消)

第13条 次の各号いずれかの事項に該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 応募資格に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不適格と認めたとき。

(取得した情報の取扱い)

第14条 取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、高知県情報公開条例第6条第1項第2号及び第3号の非開示情報に該当しない場合を除いて、開示されない。また、その他関係法令に則り厳正に管理するものとする。

なお、申請書類に記入した連絡先等の個人情報については、制度に実施に伴う各種連絡のほか、本県が実施する防災施策に関する情報提供にのみ利用するものとする。

(資料の返却)

第15条 提出された提出書類等は返却しない。

(所掌)

第16条 この要綱に関する事務は、危機管理部南海トラフ地震対策課において所掌する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。